

第 130 回 新潟市都市計画審議会

議 事 録

日 時：平成 24 年 1 月 26 日（木） 午後 2 時～午後 3 時

場 所：新潟市役所 本館 6 階 講堂 （新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1）

出席委員：22 名（うち代理出席委員 4 名）

幹 事：新潟市都市政策部長、土木部長、下水道部長、北区長、東区長、中央区長、秋葉
区長

【五十嵐会長】

皆さん、こんにちは。足下の悪いところ、今日はありがとうございます。それでは会議をこれから進めていきたいと思えます。

はじめに、報道機関より撮影の許可が求められておりますけれども、許可することによってよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

異議がないということですので、撮影を許可いたします。

先ほど事務局から報告がありましたように会議が成立しておりますので議事を進行いたします。

まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定により、本日の議事録署名委員について指名させていただきます。五十嵐修平委員と高橋三義委員にお願いしたいと思います。

それでは、市長より諮問のありました議案の審議でございます。議案第1号「新潟市都市計画道路の変更（新潟市決定）」のご審議をお願いいたします。まず事務局からご説明をお願いします。

【池田都市政策部次長】

都市政策部次長の池田でございます。

議案第1号「新潟市都市計画道路の変更」でございます。スクリーンにお手元の議案書の1ページと同じものを出しております。ご覧いただきたいと思えます。はじめに、3・4・521号一番堀通入船線の変更でございます。

議案書2ページをお開きいただきたいと思えますが、こちらの総括図をスクリーンにも映して説明させていただきます。この路線の起点は中央区一番堀通町で、東堀通り、横七番町通りを経て中央区入船町4丁目に至る延長約3,595メートルの路線でございます。都市計画決定がなされました昭和2年当時は、渡し船を介して対岸の都市計画道路と結ぶために必要な路線であったということでございます。議案書6ページの計画図をスクリーンに映しております。こちらの黄色い部分が廃止される区域でございます。今回の都市計画道路の見直しを行った結果、造船工場の敷地内となっております終点部の黄色の区間約235メートルを廃止するものでございます。

今回の見直しにつきましては、平成22年2月15日開催の第123回本審議会で、委員の皆様方からご意見をいただいて作成いたしました「新潟市都市計画道路の見直し方針」に基づいて行っております。この路線につきましても、この方針に基づき都市計画道路の必要性を四つの指標で確認したところでございます。先ほど机上配布ということでご案内いたしましたお手元の参考資料「議案第1号参考資料」とあるこちらの1ページ、2ページが当該区間のカルテでございます。2ページ目をスクリーンに映しております。ご覧いただきたいと思っております。

必要性を確認する四つの指標がございます。四つの指標のうち、まず「①上位計画の位置づけ」でございますが、新潟市の総合計画あるいは都市計画マスタープラン、第3回新潟都市圏パーソントリップ調査への位置づけがあるのかを確認しております。一番堀通入船線につきましては、今回廃止する区間を除いては、パーソントリップ調査での当該路線の位置づけがありますが、この当該区間につきましてはそういった上位計画の位置づけはございません。次に「②円滑な交通」についてでございますが、当該区間は渋滞ポイントですとか、混雑しているところというものは認められておりません。「③生活利便性の向上」でございます。市民生活に関連性の高い公共公益施設へのアクセス向上が期待される路線かどうかを確認するために、沿線の公共公益施設の立地の有無を確認しておりますが、当該区間沿線では公共公益施設の立地はございません。また、バスの定時性、走行性の向上でございますけれども、バス待ち環境の改善、バス路線の振替、こういったことが期待される路線にも該当しておりません。「④都市環境・防災の向上」についてでございますが、当該区間には、工場内でございますので、木造密集地域といったところを通過するようなことはございません。

したがって、これら①から④の指標について、当該区間では見直し方針に基づく必要性が確認されませんでした。必要性がないと判断された路線につきましては、右側のフローにございますけれども、交通量の推計として第3回新潟都市圏パーソントリップ調査の将来交通量を基に、廃止した場合の周辺道路に及ぼす影響を確認しております。当該区間につきましては、信濃川で行き止まりになっており、ほかの道路とつながっていないということでございますので、廃止をした場合も周辺道路に及ぼす影響は認められませんでした。

以上のことから、見直し手順により分類した結果、当該区間については廃止路線とするものでございます。当該区間の廃止により、一番堀通入船線の新たな終点は、中央区山田町1丁目、延長約3,360メートルに変更いたします。なお、現在は車線数を決定しておりませんので、すでに決定されている幅員に基づいて、車線数を4車線と決定いたします。あわせて起終点等に行政区名を追記しております。

次に、3・4・101号豊栄停車場線の変更でございます。議案書7ページの総括表をスク

リーンに映して説明させていただきます。

起点は北区白新町1丁目のJR白新線豊栄駅前で、北区東栄町1丁目を経て、北区前新田に至る延長約2,080メートルの路線でございます。決定されている区間のうち、起点側については昭和28年に葛塚停車場線として延長308メートルが決定されました。その後昭和43年に現在の終点前新田まで延長されておりますが、これは、将来的な土地利用の進展と円滑な交通を確保するという必要性からの変更と推定しております。今回、都市計画道路の見直しを行った結果、終点部の黄色の区間約610メートルについて廃止するものでございます。議案書10ページの計画図をスクリーンに映しております。黄色が廃止される区域でございます。

当該区間につきましては、計画幅員は14メートルございますが、現状2車線の車道と片側の歩道が整備されており、幅員約11メートルの道路として使われております。お手元の参考資料の3ページ、4ページが当該区間のカルテでございますが、4ページ目をスクリーンに映しております。ごらんいただきたいと思っております。先ほどと同様でございますが、左側中ほどの表でございますけれども、都市計画道路の必要性①から④の指標について確認した結果、当該区間についていずれも該当がなかったということから、必要性がないという判断をしております。また、先ほど同様、交通量の推計につきまして、当該区間ではすでに車道は整備済みであることから、当該区間の都市計画道路の位置づけを廃止した場合の、周辺道路に及ぼす影響はないという結果になっております。以上のことから、見直し手順により分類した結果、当該区間につきましては廃止路線とするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、当該区間の廃止により豊栄停車場線の新たな終点を北区前新田に、延長を約1,470メートルに変更するものでございます。また、この路線も現在は車線数を決定しておりませんので、すでに決定されている幅員に基づいて、車線数を2車線と決定いたします。あわせて起終点等を現在の住所に改めます。なお、当該区間の廃止は、都市計画の位置づけがなくなるというものでございまして、言うまでもございませんが、現在ある道路がなくなるということではございません。

次に3・5・256号東口線の廃止でございます。議案書11ページの総括図をスクリーンに映して説明させていただきます。起終点ともに秋葉区矢代田地内に完結する延長約600メートルの路線でございます。昭和45年、旧小須戸町で新潟都市計画区域が設定されまして、市街化区域が決定されております。これを受けて、その2年後昭和47年、市街化促進と市街地内の円滑な交通を確保するため、この道路が決定されております。今回、都市計画道路の見直しを行いました結果、東口線の全線を廃止するものでございますが、現状は道路がなく計画区域は大部分が農地、一部は宅地という状況でございます。

お手元の参考資料の5ページ、6ページが当該区間のカルテでございます。6ページ目をスクリーンに映してございます。これまでの2路線と同様、①から④の指標について確認した結果、当該区間につきましてはいずれも該当がなかったということから、必要性がないという判断をしております。同じく交通量の推計につきましても、東口線は終点部において他の都市計画道路との接続もなく、また、接続している市道も山地のほうで行き止まりになっているといったことから、当該路線を廃止した場合の周辺道路に及ぼす影響は認められておりません。これらのことから、見直し手順より分類した結果、この路線については全線において廃止路線とするものでございます。なお、路線全体を廃止する場合は、計画図を省略することとなっております。

再び議案書1ページにお戻り願います。変更理由につきましては、今ほど申し上げたとおりでございます。

次にこれまでの市民対応の状況について説明させていただきます。スクリーンをご覧くださいと思います。今回の都市計画道路見直しの分類結果につきましては、昨年8月、廃止候補路線のある各自治協議会やコミュニティ協議会に報告しております。また、一番堀通入船線につきましては、昨年7月26日に、豊栄停車場線は9月22日、東口線は10月25日にそれぞれ沿線の方への説明会、地権者の方への個別の説明を行いまして、合意をいただいたものでございまして、その結果都市計画の手続きに入ったということでございます。

なお、当該議案につきましては、素案の縦覧を平成23年11月7日から11月21日までの2週間実施いたしました。縦覧者は4名、意見申出書の提出はございませんでした。公聴会は12月17日に予定しておりましたが、素案の縦覧の際に意見申出書の提出がなかったため、新潟市都市計画公聴会規則第5条に基づき中止しております。

また、案の縦覧につきましては、12月12日から12月26日までの2週間実施いたしました。縦覧者は3名、意見書の提出はございませんでした。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議をお願いいたします。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。

それでは議案第1号につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。では、ご意見がないようでしたら、議案の提案につきまして賛成ということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

賛成ということで異議ございませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定することいたします。

議案第2号「新潟都市計画緑地の変更（新潟市決定）」、それから議案第3号、これも「新潟都市計画公園の変更（新潟市決定）」、それから第4号は「新潟県決定に係る意見照会」でございますが、「新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（新潟県決定）」、これは関連がございますので、三つの議案につきまして事務局から説明いただいて、一括してご審議をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

それではそのようにお願いしたいと思います。では事務局、説明をお願いいたします。

【前田公園水辺課長】

公園水辺課の前田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の附議案件のうち、私からスクリーンに示します3議案についてご説明させていただきます。まず、議案第2号「新潟都市計画緑地の変更（新潟市決定）」として「1号 寺山緑地の廃止」、続いて議案第3号「新潟都市計画公園の変更（新潟市決定）」として「4・4・506号 寺山公園の追加」、また、以上の都市計画変更に伴う上位計画の記述の変更として、議案第4号「新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、こちらは新潟県決定に係る意見照会となっております。以上、3議案について関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

説明に先立ちまして資料のご確認をお願いします。まず、議案書でございます。議案書としては、議案第2号については計画書と総括図、議案第3号につきましては計画書と総括図・計画図、議案第4号につきましては、「新潟都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をお配りしております。

次に、参考資料でございます。議案第2号、第3号の参考資料といたしまして、「新潟都市

計画の変更について（寺山緑地・寺山公園）」、議案第3号の参考資料といたしまして、「寺山公園 基本計画平面図（案）」、続きまして議案第4号の参考資料として「参考資料1 都市計画の案の理由書」、「参考資料2 附図4 自然的環境の整備又は保全に関する方針図」、「参考資料3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 新旧対照表」をお配りしております。なお、議案第4号の参考資料2の附図につきましては、今回変更後の図面のみをお配りしておりますので、あらかじめご承知おきください。

お手元に資料を配付しておりますが、スクリーンでご説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。個別の案件説明に入る前に3議案、関連がございますので、ご審議いただく対象地を一括してご説明いたします。都市計画緑地及び都市計画公園の変更を行う位置は、こちらの新潟市東区寺山の一部でございます。国道7号新潟バイパスの竹尾インターチェンジより東に約1キロほどの位置で、東総合スポーツセンターの東側に隣接した箇所となっております。スクリーン上で黄色の区域で表示しているところが廃止案件の寺山緑地、赤い色の区域で表示しているところが議案第3号追加案件の寺山公園でございます。廃止案件の寺山緑地は、昭和47年に都市計画決定され、現在まで長期間未着手となっている都市施設でございます。昭和47年から現在に至るまでの間、公園緑地の整備状況や周辺の土地利用状況が変化していることから、現在の公園緑地の配置状況を考慮した見直しを行い、長期未着手都市計画緑地「寺山緑地」は廃止し、その一部を地区公園「寺山公園」として都市計画公園に追加するものでございます。

ここで、緑地と公園の種別について、簡単に用語のご説明をさせていただきます。都市計画で定める都市施設として、緑地と公園がございます。緑地とは、「自然的環境を有し、環境の保全・公害の緩和・災害の防止・景観の向上・緑道の用に供する公共空地」とされ、主として存在機能を担います。

一方で公園とは、「自然的環境の中で、休息や鑑賞・散歩・遊戯・運動などのレクリエーションや、大震火災などの災害時の避難などの用に供する公共空地である」とされ、主として利用機能を担います。

整備する施設に求める機能として、環境保全や景観向上などの自然環境があることによる「存在機能」を主とするものを「緑地」とし、人々が集い、遊具や広場などを「使う」こと、すなわち「利用機能」を主とするものを「公園」として区分されております。

公園はさらにスクリーンに示しますように、規模によって種別が分類されております。今回「寺山公園」として追加する公園は、徒歩圏内に居住するものの利用を目的とした「地区公園」に分類され、標準面積は4ヘクタール、標準的な利用圏域を示す誘致距離は1キロメートルとされております。なお、4ヘクタール以上の都市公園については、市の地域防災計

画において完成後、災害時の広域避難場所としての位置づけが可能となります。

それでは議案についてご説明いたします。まず議案第2号「新潟都市計画緑地の変更」についてです。都市計画緑地中、1号「寺山緑地」を廃止するものです。こちらは、昭和47年12月15日に計画決定されたものでございます。名称のうち番号が1号、緑地名は「寺山緑地」、位置は新潟市寺山、面積は約16.6ヘクタールです。理由につきましては、議案書に記載のとおり、昭和47年の都市計画決定以後未着手の状態が続いており、現在に至るまでの間、周囲に緑地が整備され、緑地が皆無であった都市計画決定当時とは状況が変化してございます。都市計画決定当時に必要とされていた緑地の機能は、その後整備された緑地により代替できることから、本緑地を都市計画から廃止するものでございます。

今ほどの都市計画の変更理由について、図面を用いて詳しくご説明いたします。赤い区域で示している箇所が昭和47年に都市計画決定された寺山緑地です。また、緑の基本計画に位置づけております河川や海岸といった水の軸を水色の破線で示しております。寺山緑地都市計画決定当時、当該地周辺においては大規模な緑地が皆無の状況であり、緑を創出し市民の憩いの場を確保するため、当緑地が計画決定されました。その後、現在に至るまでの間、規模の大きな緑地として阿賀野川右岸緑地や阿賀野川緑地、新栗ノ木緑地、信濃川やすらぎ提緑地が整備されてまいりました。

寺山緑地都市計画決定以後、自然的環境を有する河川敷である水の軸を活用した緑地の整備が図られ、緑地が皆無であった都市計画決定当時とは状況が変化しております。具体的には寺山緑地から3キロメートルほどの位置にあります阿賀野川緑地約19.9ヘクタールについて、昭和50年6月に都市計画決定、昭和62年3月に全面供用開始され、寺山緑地都市計画決定当時に必要とされていた緑地の代替となる機能が確保できたことから、寺山緑地を都市計画から廃止するものです。以上で議案第2号「新潟都市計画緑地の変更 寺山緑地の廃止」について、説明を終わります。

次に議案第3号「新潟都市計画公園の変更」について、ご説明いたします。都市計画公園に4・4・506号寺山公園を追加するものです。追加する公園の種別は地区公園、名称のうち番号は4・4・506号、公園名は寺山公園、位置は新潟市東区寺山、面積は約4.6ヘクタールでございます。区域につきましては、後ほど説明します計画図のとおりです。理由については、議案書に記載のとおり、東区寺山地区周辺においては、市民が日常的に利用できる身近な公園の「住区基幹公園」である地区公園の空白地となっています。地区住民にとって憩いやレクリエーションの場となり、周囲の屋内スポーツ施設や病院、老人福祉施設などと連携して、地域全体の健康増進に寄与するため、本公園を都市計画に追加するものでございます。今ほどの都市計画の変更理由について、図面を用いて詳しくご説明いたします。

私たちが身近に利用できる公園である住区基幹公園のうち、標準面積2ヘクタールの近隣公園を赤色で、標準面積4ヘクタールの地区公園を青色で示しております。そして、誘致距離といって標準的な利用圏域を示すもの、近隣公園では500メートル、地区公園では1キロメートルを、それぞれ同じ色の円で示しております。東区内ではじゅんさい池公園や、山の下海浜公園など赤色の点線で示す都市計画道路、山の下東港線より北側に集中しており、寺山地区周辺においては近隣公園、地区公園が皆無の状況であることが分かります。

ここに地区公園を配置することで、公園不足地域で住民の憩いやレクリエーションの場となる公園を確保することができます。また、スクリーンに計画地周辺の航空写真を映しておりますが、当計画地は住宅地に隣接しており、周辺住民が徒歩で気軽に利用できる箇所に位置しております。また、県道安田新潟自転車道線と直結しており、自転車でも利用しやすい箇所となっております。周辺には、公園の誘致距離である1キロメートル圏内において幼稚園や保育園、小学校、中学校といった子供たちの生活拠点があることから、子供たちが集い、遊びや学習の場となることで、子供たちの健全育成につながります。また、東総合スポーツセンターと隣接しており、隣接する東総合スポーツセンターでは屋内でバスケットボールやバレーボールなどの球技やスポーツ大会、体育館での各種教室やトレーニング、筋トレなどの運動を行うのに対し、寺山公園では、自然の中でウォーキングやランニングなど、多目的な運動や休憩、憩いなどといった利用ができ、相互の連携による相乗効果が期待できます。また、病院や福祉施設からも近い配置となっており、施設利用者のリハビリの場として活用することで、健康づくりに寄与する公園となります。

続いて区域についてご説明いたします。スクリーンに計画図を示しております。寺山公園の区域を赤く塗りつぶしてある区域約4.6ヘクタールとして追加していくこととしております。こちらの区域界については、北側を県道安田新潟自転車道と、市道紫竹河渡線、西側を市道東5-176号線、南側を国道7号新潟バイパスの側道を境界とし、東側については必要とされる施設規模に加え、現地の地形状況から農道と排水路界を境界とすることで、周囲の営農に支障のない区域を設定しております。

続きまして公園の施設内容ですが、こちらについては都市計画で定める内容ではございませんので、参考としてご覧ください。なお、公園のコンセプトや施設内容につきましては、アンケート調査を行い整理したものでございます。公園のコンセプトを「緑に囲まれた健康・交流・子育て広場」とし、四つの基本方針を掲げております。基本方針の内容は、①周辺施設と連携し、多様な健康レクリエーションに対応できる公園づくり、②多世代の交流の場を創出し、住民の憩いの場を確保する公園づくり、③子供たちの健全育成を図るための遊びや自然にふれあえる公園づくり、④住民の安心・安全を確保する公園づくりです。

主な施設としては、ちびっこ交流広場、多目的広場、わんぱく広場、芝の広場、センタープラザなど、多様なニーズに対応できるオープンスペースを設け、ちびっこ交流広場の一部には屋根付き休養施設として雨天時や冬場、真夏の炎天下など、外では遊べないときでも安心して利用できる施設の整備を考えています。また、住宅地側には花畑を遊歩道でめぐることができるような緑と花の散策エリアや、新潟バイパスに面した部分には緩衝緑地帯となるグリーンベルトといった緑地を配置します。そのほかにも、駐車場や調整池を設ける計画としております。なお、こちらの施設内容は、来年度実施設計を予定しておりますので、その際、地元説明会等を通して詳細な施設内容を検討していきたいと考えております。

以上で、議案第3号「新潟都市計画公園の変更 寺山公園の追加」についてご説明を終わります。

次に議案第4号についてご説明いたします。

「新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープランの変更」、新潟県決定について、県より意見照会がきております。

変更する理由は、議案第2号、第3号のとおり、新潟都市計画緑地寺山緑地の廃止並びに新潟都市計画公園寺山公園を追加する都市計画変更を行うに伴いまして、上位計画であります新潟県の計画、「新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における緑地に関する記述について変更するものでございます。

都市計画区域マスタープランについては、都市計画法において区域区分の決定の有無及び区域区分を定める時はその方針を定めるほか、都市計画の目標と主要な都市施設の決定方針を定めるよう努めることが規定されております。このうち、主要な都市計画の決定方針について、10年以内に整備に着手する緑地として10ヘクタール以上の公園緑地を対象として、寺山緑地が記載されてございます。そこで、都市計画区域マスタープランの本文中及び図面に記載されている寺山緑地の記載を削除するものでございます。なお、その他の区域区分の決定の有無や、決定方針、都市計画の目標などにつきましては変更はありません。

変更箇所をご説明いたします。お手元の「議案第4号 参考資料3 新旧対照表」の抜粋をスクリーンでお示ししております。寺山緑地と記載されている箇所について削除するとともに、昨年1月、赤塚公園の都市計画決定が告示されましたので、赤塚公園の「(仮称)」をあわせて削除いたします。

そのほか、緑地等の配置方針、主要な緑地の確保目標の対象部分についても同様の変更となります。なお、本計画では10ヘクタール以上の公園緑地を対象として掲載しているため、都市計画に追加する寺山公園については、10ヘクタール未満ですので、新たな記載は行いません。

以上で、議案第4号「新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について説明を終わります。

次に、これまでの市民対応をご説明いたします。議案第2号「寺山緑地の廃止」と議案第3号「寺山公園の追加」の都市計画変更案の作成に当たりましては、地権者の代表者からなる検討委員会などと意見交換を重ね、合意をいただいたうえで作成を行いました。そのうえで、「整備、開発及び保全の方針の変更」を含む3議案について、一括して素案説明会を行い、さらに広く市民の皆様のご意見をお聞きするため、平成23年9月6日から9月20日までの15日間、素案を縦覧いたしました。その際、縦覧者は議案第2号、第3号の新潟市決定案件で7名、議案第4号の新潟県決定案件で6名、3議案について素案に対する意見申出書の提出はございませんでした。その後、都市計画法第17条第1項に規定する都市計画案の縦覧を平成23年11月29日から12月13日までの15日間縦覧したところ、縦覧者は議案第2号、第3号の新潟市決定案件で6名、議案第4号の新潟県決定案件で5名、3議案について意見書の提出はございませんでした。

最後に、追加する寺山公園の事業スケジュールについてです。今年度、基本計画を策定しておりますが、今後の予定としましては、本審議会で議決をいただいた後、都市計画変更と事業認可の告示を経て、平成24年度には実施設計と用地測量を行い、平成25年度より用地買収のご協力をお願いし、その後、工事に着手していきたいと考えております。以上で、議案第2号「新潟都市計画緑地の変更」、議案第3号「新潟都市計画公園の変更」及び議案第4号「新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてのご説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。第2号、第3号、第4号の議案につきましてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【平山委員】

議案第3号についての質問ですけれども、寺山公園の基準となった4ヘクタールという面積は、どういった理由から設定されたのでしょうか。

【前田公園水辺課長】

寺山公園は地区公園という位置づけでございまして、一般的に4ヘクタールを標準とするということになっております。規模の設定につきましては、4ヘクタールが一応の目安にな

っておりますが、国土交通省の都市公園利用実態調査などを用いて、入園者数というものを想定してございます。そういった中で、各広場の想定利用割合とか、そういったものを加味して、必要面積を算出してございます。

【五十嵐会長】

よろしいでしょうか。

【平山委員】

それは地区の住民の方の人口とか、そういうところから算定されたということなのでしょうか。

【前田公園水辺課長】

当然、周辺には家屋が建っていますが、一般的に国で出されている都市公園利用実態調査という資料の中に、地区公園としてヘクタール何人くらい利用します、というような資料がございましたので、一応、それを参考として、地区公園の利用者数を想定いたしました。

【五十嵐会長】

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。それでは、三つの議案につきまして、ご賛同いただけますでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

ありがとうございます。議案第2号、第3号につきましては、新潟市決定でございますので、原案のとおり決定いたしまして、議案第4号につきましては県決定でございますので、意見なしということで結論づけたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の議案でございます。議案第5号「新潟都市計画下水道の変更」について、事務局、説明者が替わりますが、よろしく願いいたします。

【岡田下水道計画課長】

下水道計画課長の岡田と申します。よろしく願いいたします。

議案説明の前に、下水道の都市計画への位置づけについて、下水道の種類、新潟市の下水道計画などについて、簡単に説明させていただきたいと思います。スクリーンをご覧くださいと思います。

下水道は、生活環境を良好に保つための重要な都市施設の一つとして、都市計画の中に位置づけられております。下水道として都市計画に定めるべき事項につきましては、下水道の名称や排水区域などがありまして、主に市街化区域内において定めることとなっております。

次に、本市の下水道計画についてご説明いたします。表示の絵は本市を簡略化し、図にしたものでございます。単独公共下水道として、市単独に処理場を有する三つの処理区と県が整備管理する処理場、流域下水道幹線に接続する流域関連公共下水道の四つの処理区が計画されております。今回、都市計画の変更を行う下水道は赤で示したように、新潟都市計画区域の信濃川下流流域下水道（新津処理区）関連の新潟市新津公共下水道でございまして。

それでは、議案第5号の「新潟都市計画下水道の変更」について、ご説明をさせていただきます。お手元でございます、議案第5号「新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）」を配付しておりますが、このうち総括図につきましては、A3に縮小したものを添付してございますので、ご了承願いたいと思います。

スクリーンには議案書1ページの一部を表示しております。このたびは、新潟市新津公共下水道の汚水計画の排水区域を変更することになります。なお、今回、雨水計画の変更はございません。スクリーンの図面は、議案書2ページの汚水総括図の地区になります。スクリーンで申し上げますと、上方向が北で、新津駅、新津インターチェンジがこの位置になります。黒のハッチがかかっている部分は、すでに都市計画決定されている排水区域です。また、紫で表示されている実線は、新潟県が整備した流域下水道の幹線になります。また、黒の点線は、少し見にくくて申し訳ございませんが、JRを示しております。今回、青で囲まれた黄色ハッチの排水区域を廃止し、赤で囲まれた赤ハッチの区域を新たに排水区域に追加するものでございます。

それでは、個々の区域につきまして、拡大した図面でご説明いたします。はじめに廃止についてご説明いたします。廃止区域は2か所ございます。1か所めは、秋葉区古津で、古津駅がこの位置にありまして、駅の西側になります。黄色のハッチの区域約5ヘクタールとなりますが、これを廃止いたします。現況は田んぼとなっております。2か所目は、秋葉区草水町で、東新津駅がこの位置になります。秋葉公園に隣接した黄色いハッチの区域、約7ヘクタールを廃止いたします。現況は山林となっております。この2か所は、いずれも計画的市街地形成の図られる見込みがないため、平成23年3月に市街化区域から市街化調整区域に変更された区域でございまして。下水道計画策定当初、両地区には開発計画がありまして、市

街化区域として位置づけられたことから、下水道計画を定めまして、都市計画決定を受けました。その後、情勢が変わりまして、開発計画がなくなっております。下水道計画の見直しを進める中、開発の見込みがない両地区について、下水道計画の区域外とすることが適切と判断し、今回、排水区域の廃止を決定するものでございます。

次に、排水区域の追加についてご説明いたします。追加区域は3か所ございます。1か所目は、秋葉区下興野でJRさつき野駅の周辺になります。赤ハッチの区域約12ヘクタールを追加します。ここは平成23年3月に市街化区域に編入された区域でございます。今後、住宅地として開発される予定となっております。2か所目は、秋葉区東金沢で、磐越自動車道新津インターチェンジの付近でございます。赤ハッチの区域約9ヘクタールを追加します。こちらも平成23年3月に市街化区域に編入された区域でございます。下越病院の移転先となっております。3か所目でございます。秋葉区滝谷本町で赤ハッチの区域約5ヘクタールを追加するものでございます。この区域には、現在、日揮触媒化成株式会社新潟事業所がございまして、当初、この事業所独自の排水処理施設を所有しておりましたが、排水を新津川へ放流しておりました。しかし、平成16年に事業所の排水処理施設の老朽化に伴いまして、隣接の公共下水道へ区域外流入として接続替えをしていることから、このたび、下水道計画に位置づけるため、排水区域として追加するものでございます。以上より追加計画決定区域が3か所で約26ヘクタール、廃止計画決定区域が2か所で約12ヘクタールとなり、既計画決定区域の面積といたしましては、約1,400ヘクタールから約1,414ヘクタールに変更となります。

変更内容につきましては以上でございます。議案書1ページにあります、変更理由につきましても、これまで申し上げましたとおりでございます。

なお、当該議案につきましては、素案の縦覧を平成23年8月29日から9月12日までの2週間実施いたしました。縦覧者は3名、意見申出書の提出はございませんでした。また、公聴会は10月8日に予定しておりましたが、素案の縦覧の際に意見申出書の提出がなかったため、新潟市都市計画公聴会規則第5条に基づきまして中止をしております。また、公衆の縦覧につきましては、11月28日から12月12日までの2週間で実施し、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、

お願いいたします。

【永井委員】

今ほどの説明で、一番最後の工場の部分を新たに下水道の区域に加えるという部分なのですが、平成16年から公共下水道に流すような暫定的な処理をしていたわけですよね。今現在は従前の自前の排水処理施設が老朽化したので、それまでは自前でやって新津川に流していたものを、今度は公共下水道に流すのですが、それ自身はこの計画で始まるわけですか。ごめんなさい、そこを聞き落としてしまっただけです。

【岡田下水道計画課長】

この工場は、平成16年に排水処理施設が老朽化したので、今まで自前で処理していた水を新津川に流していたのですが、平成16年にその付近の公共下水道へ区域外流入ということで接続替えをしております。本来ならば、区域外流入ということなので、そこを事業認可区域にすればいいのですけれども、変更する期間が少し長くなって、県の変更と一緒にやることをございまして、すぐには変更できなかったもので、今回の見直しに合わせて、その区域を追加していきたいということが、今回の議案の中身です。

【永井委員】

手続きに特に問題があるということではないだろうとは思いますが、本来的に言えば、下水道の排水区域でどのようにするのかということは、都市計画審議会をはじめとして、様々な手続きがあると思うのです。そういった手続きがどういう順番でやるべきかはよく分からないのですけれども、違う形でやっていくことについての問題というのがあるのか、ないのかというところなのです。こういうものについてはそのように決めてから、正式な手続きを経た後、ではやってもいいですよということが本来の話です。その辺についてはいかがなんでしょうか。

【岡田下水道計画課長】

区域外流入ということに関しましては、とりあえず本来ならば事業認可をして、それから排水の量とか、下流の管の能力とか、いろいろ検討して、技術的に問題がなければ、それは了解して、事業認可拡大をしてから接続するのが普通なのですが、やはり事業認可の変更には大変長時間を有するわけで、事業所としてはすぐにも接続をしたい。そういう時間的な

余裕もない中で、事業認可を取る前に区域外流入ということで申請書を出していただいて、区域外流入ということで許可をして、今までできているのが実情でございます。

【永井委員】

ですから、多分そうするしかないのだとは思うのですがけれども、現在そうなってしまうものを、後からここでこうしますよということも、話としてはおかしい話だと思います。しかし、今言ったように、その間、下水を出させるなということも難しいとは思いますがけれども、もう少しプロセス的に整理していただいて、例えば最終的な決定はできないけれども、そういう方向で進んでいるという話くらい出すとか、何かその部分が少しやむを得ないような気はするのですがけれども、流れとしてやや違和感を覚えるということでもあります。こういった場合は、今後もあり得るかとは思うのですがけれども、どのように進めるべきかという点について、ご検討をいただければと思います。

【岡田下水道計画課長】

はい、委員のおっしゃることは十分理解しておりますので、その辺また、今後の検討課題として進めさせていただきたいと思います。

【五十嵐会長】

永井委員がおっしゃったように、平成16年からかなりの年月がたっていますので、そういう意味でも少し違和感があるということは皆さん感じられると思いますので、そのあたり、いつどのようにするかということも、今後、こういうことが出てきた場合に、委員の方、あるいは市民の方が違和感を覚えることがないような形で、何らかの処置をしていただくようお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。では、議案第5号について、ご賛同いただけますでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。それでは、承認されたということで、本日の第1号から第5号議案までの審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

【大井都市計画課長補佐】

以上をもちまして、終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。